

公示から入札までに關する手続きのフロー

1. 公示

入札の対象とな工事について、工事案件毎に公示をします。

(当社県営住宅専用ホームページに以下の内容を掲載します。)

(1) 工事概要(工事件名、工事場所、工事種目、工事期間等)

(2) 入札条件(入札資格、入札手続き、現地視察方法、質疑・回答方法等)

※入札参加資格の確認は、落札候補者を対象に行います。

また、入札参加資格に関する質問については、下記2. ①の参加申込を行った後、工事案件毎に、下記3. ②にてお送りする当社指定の質問書に記入の上、メールにて送信願います。

2. 入札参加申込

①入札を希望される方は、入札参加申込書(当社ホームページよりダウンロード)を工事案件毎に公示をしている「入札広告」記載のメールアドレス宛に送信して下さい。

②上記①のメールの受信確認が当社側で出来た場合、申込を受け付けたこととして、受付完了メールを当社から送信致します。

※当社からの受付完了メールが翌営業日の午前10時までに到着しない場合は、当社窓口までお問合わせ願います。

3. 設計図書等を配布

①設計図書を設計図書送付期間に、入札参加申込をお送り頂いたメールアドレス宛に、メールにて送信いたします。(データの容量によっては複数回に分けてメールをするか、又はメールでの送信が当社システム上、不可の場合は郵送での送付とします。なお、郵送での送付の場合は、システム上不可の場合を除き、事前に入札公告にその旨を明記致します。)

②なお、設計図書と合わせて入札参加資格等の際に提出が必要な書類も送付を致します。

4. 質疑・回答・現地視察

①入札及び設計図書に関する質問がある場合には、上記3. ②にてお送りする当社指定の質疑書に記入の上、メールにて送信願います。

②質疑への回答は、案件毎に入札参加申込を頂いた各社共通で回答をメールにて送信致します。

③電話、FAX等、上記以外の方法による質疑は受付致しません。

④現地視察については、入札公告に明記している連絡先に事前届出の上、視察願います。

5. 入札・開札

①入札期間は入札公告に明記致します。

②入札は、入札書・内訳書を入札公告に明記の場所に持参頂きます。

(入札書・内訳書は上記3. ②にて当社指定書式を送付致します。)

③入札回数は1回とします。

④予定価格以下の最低価格で入札した者が落札候補者となります。

(最低制限価格のある工事案件は、最低制限価格を下回った場合は失格となります。詳細は入札公告、入札説明書をご確認願います。)

6. 資格確認

①開札後、入札は一旦保留扱いとし、落札候補者の担当に連絡の上、落札候補者の入札参加資格等を確認を行い、正式に落札者の決定を行います。

②入札結果の公表は当社県営住宅専用のホームページで行います。

以上